

## ばい煙測定の結果（令和5年度）

測定日	焼却炉	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)		硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)		窒素酸化物 (ppm)		塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)		全水銀 (μg/m <sup>3</sup> )	
		基準値	0.15	基準値	「K値規制」	基準値	250 (180)	基準値	700 (200)	基準値	50
令和5年4月25日	1号炉	0.002未満		0.80 「17.5」		100		120		13	
令和5年6月13日	2号炉	0.002未満		0.55 「17.5」		100		72		6.8	
令和5年12月8日	2号炉	0.002未満		0.13 「17.5」		100		15		1.2	
令和6年1月19日	1号炉	0.002未満		0.16 「17.5」		95		28		17	

基準値の（ ）内は、埼玉県条例による上乗せ基準値です。

「K値規制」：地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の許容限度（q）を算出して排出基準として規制します。